
論 説

カナダの少年司法政策

—非行少年法から少年刑事裁判法へ*

丸 山 雅 夫

はじめに

I 非行少年法制定に向けての動き

- (1) 子どもの救済運動
- (2) 立法の動向

II 非行少年法の時代

- (1) 非行少年法の内容と主な改正
- (2) 少年犯罪者法制定に向けた動き

III 少年犯罪者法の時代

- (1) 少年犯罪者法の構造と内容
- (2) 少年犯罪者法の改正と新立法に向けた動き

IV 少年刑事裁判法の時代

- (1) 少年刑事裁判法の構造と内容
- (2) 少年刑事裁判法の展開

むすびに代えて

はじめに

1 本稿は、カナダの少年司法（少年法制）について、独自の少年司法システムとして確立する以前の段階から今日（少年刑事裁判法）に至るまでの発展過程を概観したうえで、カナダの少年司法政策の動向を明らかにしようとするものである。カナダに限らず、少年犯罪(者)に対する法的対応の歴史は、ごく概略的に見れば、成人犯罪(者)への対応と基本的に異ならない第1段階

から、少年の特性（成熟度の低さとその反面としての可塑性の高さ）を特に強調することによって積極的な再社会化を目指す第2段階を経て、犯罪に対する少年の責任を追及する第3段階へと移行してきたと言ってよい。

第1段階においては、少年犯罪者が刑事責任年齢に達している以上は、成人犯罪者と同一の刑事裁判システムのもとで扱われ、成人犯罪者と同様の法的効果（刑罰）が与えられるべきものとされていた。このような時期にあつては、少年は「小さな大人（大人のミニチュア）」として扱われ、少年であるという事実は、刑事責任能力を判断する場面以外では特別な意義を認められることがなかった。大人（成人）と子ども（少年）との間の相違は、質的なものとして重視されるものではなく、単に量的なものとして考慮されるだけにとどまっていたのである。

2 第2段階は、成人と少年の間には質的な相違があるという認識を前提として、成人犯罪と少年犯罪への区別的対応の必要性が強調されたことにより、成人刑事裁判システムとは異なる独自の少年司法システムを創設したうえで、そのもとで少年犯罪者を扱うようになった時期である。それは、1899年7月1日、アメリカのイリノイ州シカゴ（クック・カウンティ）に世界最初の少年裁判所が創設されたことに始まる。それから9年後、イギリスに「児童法」が制定されたのと同じ年（1908年）に、カナダも、「非行少年法」(An Act respecting Juvenile Delinquents, S.C. 1908, c.40：以下の本文中では、JDAと略記する。)を制定して、独立した少年司法システムとしての歩みを始めることになった。この時期の少年法制の特徴は、いわゆる国親（パレンス・パトリエ）思想にもとづく福祉モデルを前提としていたことであり、JDAも同様の構造をもつものであった。第2段階を特徴づける少年司法システム（福祉モデル）は、一般に、1950年代までは安定的に運用されていた。しかし、1960年代に入ると、福祉モデルにもとづく少年司法システムのあり方に対する批判が一気に高まり、いわゆる司法モデルにもとづく少年司法システムへの転換を求め声が強くなっていった。

こうしたなかで、1970年代以降、アメリカのいくつかの州を中心として、

司法モデルを基礎とする少年司法システムへの転換が積極的に図られ、第3段階の時期を迎えることになったのである。北米大陸において地理的に大きな部分を占め、隣接するアメリカの動向から常に強い影響を受けてきたカナダも、1983年に「少年犯罪者法」(An Act respecting young offenders and to repeal the Juvenile Delinquents Act, S.C. 1980-81-82-83, c.110: 以下の本文中では、YOAと略記する。)を制定して司法モデルへの転換を実現し¹⁾、第3段階としての時期を迎えた。そして、2002年に制定され、2003年4月1日から施行されている「少年刑事裁判法」(An Act in respect of criminal justice for young persons and to amend and repeal other Acts, S.C. 2002, c.1: 以下の本文中では、YCJAと略記する。)は、より徹底した形の(ように見える)司法モデルを維持した構造のものになっている。

3 もっとも、以上のような流れは一般的な傾向として共通しているだけにとどまり、世界諸国の少年法制の具体的なあり方は、必ずしも画一的なものとして存在するわけではない。しかし、カナダの場合には、こうした段階的な発展経過が明確に看取されるところに大きな特徴を見ることができる。こうしたカナダの少年法制の変遷については、すでに著書として公開し、JDA制定以前の段階から、JDAとYOAの構造と内容、さらにはYCJAの立法背景と構造をそれぞれ詳細に紹介したことがある²⁾。ただ、YCJAが施行されてからすでに10年が経過しようとしている現在、YCJAの動向(特に立法趣旨や制定当初の予想と実際の運用との異同)を検証するための機会が到来しているように思われる。そこで、以下においては、カナダの少年司法政策の変遷を中心として、少年司法システムの制定前からYCJA制定までの立法史を再確認するとともに、YCJAの運用における近時の動向についての検討と評価をすることにした。

注

- 1) M. G. Aultman, N. J. F. Lee and K. N. Wright, The Fairness Paradigm: An Evaluation of Change in Juvenile Justice (1982), 24 Canadian Journal of Criminology, pp.17.

- 2) 丸山雅夫『カナダの少年司法』(成文堂, 2006年)。少年司法システムの成立前から少年刑事裁判法制定までの動向の詳細については、引用文献をも含めて、同書を参照していただければ幸いである。したがって、これらの部分に関する本稿での引用は、最小限のものにとどめている。

I 非行少年法制定に向けての動き

(1) 子どもの救済運動

1 1300年代以前のイギリスのコモン・ローにおいては、犯罪者に対する扱いが年齢によって区別されることはなく、犯罪を行った者(少年・青年・成人)は等しく刑事裁判手続の対象とされ、犯罪者に科される刑罰の種類や程度においても特段の区別がなかったと言われている³⁾。その後、7歳未満の犯罪者に対する特赦措置を認めるような動きは見られたものの、成人犯罪者と少年犯罪者を基本的に区別せずに扱うという態度は長きにわたって変化することがなく、イギリスの植民地として誕生したカナダでも同様の状況であった。たとえば、1835年にオンタリオ州のキングストン市(旧首都)に創設されたカナダ最古の州刑務所においては、成人犯罪者(男性および女性)と少年犯罪者とが一緒に収容されていただけでなく、犯罪の程度や性質にもとづく分離収容も認められてはいなかった⁴⁾。こうした状況は、必ずしもカナダに特有のものというわけではなく、近代市民社会の初期における犯罪者処遇に共通して見られたところである。

その後、人間としての完成度という観点が次第に意識されるようになり、年齢に応じた犯罪者の区別的な扱いが徐々に認められるようになっていった。19世紀には、成人と子どもの質的相違について一定程度の共通認識が形成され、コモン・ローにおいて、7歳未満の者が絶対的責任無能力者とされ、7歳以上14歳未満の者が責任無能力を推定される存在として扱われる運用が確立されていった⁵⁾。こうした態度はカナダにも継承され⁶⁾、その後、カナダで最初の刑法典(An Act respecting the Criminal Law, S.C. 1892, c.29)にそ

の趣旨の規定が置かれることになった(9条, 10条)。7歳未満と14歳未満の者に対するこのような特別扱いの理論的根拠は、自由意思にもとづいて自己の行為を選択しうる理性的な存在として人間を把握する旧派(古典学派)の犯罪理論に求めることができる。旧派によれば、責任能力を有すると判断された7歳以上の者は、善悪の弁識を前提として自己の行為を制御しうるものと考えられたことから、たとえ年少者であったとしても、本質的に大人と異なる存在(大人のミニチュア)として、自己が自由に選択した行為(犯罪)について大人と同じ法的効果が与えられるべきだとされたからである。したがって、成人の司法システムから区別された独自の少年法制が確立する以前の段階においては、少年(子ども)であるということは、7歳未満の者と7歳以上14歳未満の者にとって意味を有していただけにすぎなかったということになる⁷⁾。

2 他方、旧派の犯罪理論を支えた近代市民社会は、その成立とほぼ同時期からイギリスで進展し始めた産業革命を契機として、急激で大きな変化を経験することになった。産業革命にともなう資本主義経済の飛躍的発展と急速に進展した都市化は、19世紀の半ば頃から、アメリカのニューヨーク、シカゴ、フィラデルフィア、ボストン、カナダのトロントといった当時の大都市を中心として、大規模な失業と貧困、不安定な雇用、劣悪な就業状態、移民の増加、スラムの形成といった、広範で深刻な社会的混沌をもたらすことになった。それとともに、日常の家庭生活における父親の不在や働く母親の出現などが、生活単位としての家庭の崩壊を急速に進展させ、その結果として、放任された子どもの増加、路上生活を余儀なくされる子どもの出現、犯罪・非行・逸脱行動に走る子どもの存在が顕著なものになっていったのである⁸⁾。こうした状況のもとで、理性的な人間像を前提として人間の絶対的な自由意思を肯定する旧派の理論(非決定論)の現実的妥当性に重大な疑問が提起され、決定論を基礎とする実証主義的犯罪理論(新派ないしは近代学派)が次第に支配的になっていった⁹⁾。実証主義的犯罪理論は、人間の行動は素質と環境の相関関係のもとで決定されていると考え、少年犯罪(さらには少年

の問題行動一般)を抑止するためには、社会的非難はまったく無意味であり、少年を取り巻く劣悪な環境を改善することこそが重要だと考えた。ここから、19世紀後半から20世紀にかけて、世界的な規模で、子どもの救済運動が展開されることになったのである¹⁰⁾。

カナダにおける子どもの救済運動は、現在のオンタリオ州を中心に、多くの上流・中流階級の人々を巻き込んだ広範な社会運動として、さまざまな場面で精力的に展開されていった¹¹⁾。それは、スラム街の一掃、人道的な工場法の制定、公教育の充実、刑務所の改善などを推進することによって、親や保護者による放任・虐待あるいは雇用主による搾取といった劣悪な環境に置かれている子どもや、路上生活や犯罪行動を余儀なくされている不幸な状態にある子どもを保護しようとするものであった。また、それと同時に、子どもの養育環境としての家庭機能の重要性が強調され、喪失ないしは低下した家庭機能の回復とともにその維持と向上のために努力が傾注された。こうしたなかで、少年犯罪(反社会的行為)についても、貧困のような不遇な状態や飲酒・性的不道徳・怠惰のような逸脱行動(非社会的行為)と犯罪とは本質的に異なるところがないとの基本的認識から、犯罪者としての烙印(ラベリング)の回避が強調され、家庭の一般的機能(家族関係、教育、道徳、余暇、権威の尊重、将来の生活設計など)の回復が求められたのである。反社会的存在としての子どもと非社会的存在としての子どもを「要保護」の観点から総括的に把握(同視)する態度は、「放任された子どもという状態と少年犯罪者という状態は、潜在的犯罪者と顕在的犯罪者の相違にすぎない」とする表現に示されているように、JDAにおける広範な事物管轄をもたらず根拠となったのである¹²⁾。

もともと、子どもの救済運動は、人道的な目的から展開されたものではあるが、必ずしも利他的なものに終始してはいたわけではない。当時の社会状況のもとで、それは、社会経済的なエリートが下層階級を固定化しようとするものでもあったし、上流・中流階級の人々から構成された運動家たちが自己の生活状態を犯罪から防衛し、伸展させるものでもあったことが指摘されて

いる¹³⁾。しかし、その一方で、子どもの救済運動こそは、要保護少年一般に対する特別な扱いを強調することによって、独自の少年司法システムとしての JDA の制定を推進したことも疑いようのない事実である。

(2) 立法の動向

1 19 世紀の半ば以降のカナダにおいては、子どもの救済運動が高まりを見せる一方で、刑事裁判制度における少年犯罪者の扱いにも変化が見え始め、部分的ではあるにせよ、少年という犯罪主体の特性に着目した特別な扱いが徐々に承認されるようになっていった。

連邦レベルにおける契機は行刑面における見直しであり、1849 年には、矯正施設のあり方に関する調査委員会報告書 (*The Royal Commission on the Provincial Penitentiary, The Second Report of the Royal Commission on the Provincial Penitentiary at Kingston*, 1849) が、上部カナダと下部カナダに少年犯罪者専用の矯正施設を創設すべきことを勧告した。これを受けて、1857 年には、刑務所をはじめとする収容施設の設置・改善に関する法律が制定され、21 歳未満の犯罪者で自由刑を宣告された者に対する専用の矯正施設の創設が明示された (*An Act for Establishing Prisons for Young Offenders, for the Better Government of Public Asylums, Hospitals and Prisons, and for the Better Construction of Common Gaols*, S.C. 1857, c.28)。そして、同法を根拠として、1857 年には下部カナダに、さらに 1859 年には上部カナダに、それぞれ少年犯罪者専用の矯正施設が設置されることになった¹⁴⁾。

2 同様の動きは、裁判手続の段階において、さらに顕著なものとなった。1857 年には、それまでイギリスの刑事裁判手続に従って成人犯罪者と同列に扱われていた少年犯罪者について、裁判前の長期にわたる勾留の回避と裁判手続の促進とを目的とする法律が制定され (*An Act for the More Speedy Trial and Punishment of Juvenile Offenders*, S.C. 1857, c.29)、そこでの実質的な内容は 1859 年法 (*An Act respecting the Trial and Punishment of Juvenile Offenders*, S.C.

1859, c.106) にも引き継がれた。1857 年法は、効力の及ぶ範囲が上部カナダと下部カナダに限定されてはいたものの、1908 年に制定されることになる JDA の内容を先取りしていた部分も多く、「少年犯罪に関するパイオニア的立法である」として高く評価されるものであった¹⁵⁾。さらに、1869 年には、少年犯罪者の身柄解放の積極的推進と移送審理の簡易化を目的とする法律が制定され (An Act respecting the Trial and Punishment of Juvenile Offenders, S.C. 1869, c.33), その内容は 1886 年法 (An Act respecting Juvenile Delinquents, S.C. 1886, c.177) へと引き継がれた。その後、1892 年制定のカナダ刑法典は、これらの個別立法 (特に 1857 年法, 1869 年法, 1886 年法) を統合したうえで、809 条から 831 条にかけて少年犯罪者に関する独立の章を設けて、16 歳未満の少年犯罪者による正式起訴犯罪に対する独自の裁判手続を規定したのである。また、550 条には、16 歳未満の少年犯罪者について、「適切と判断される限り」で、裁判の非公開と成人被告人との分離裁判の要請が規定された。しかし、少年犯罪者に対する特別の扱いを明示した刑法典も、刑罰の重さについては少年に対する特別な扱いを導入せず、依然として、犯罪の程度に着目した行為主義的な対応にとどまっていた¹⁶⁾。

その後、1894 年には、刑法典 550 条の趣旨と内容を徹底する方向での法律が制定された (An Act respecting Arrest, Trial and Imprisonment of Youthful Offenders, S.C. 1894, c.58)。同法の制定によって、少年犯罪者については、裁判段階だけでなく、逮捕・勾留 (捜査段階) を含めた手続の全段階にわたって、成人犯罪者から「常に」分離して扱われることが要請され、できるだけ施設に収容せずに改善を図ることが目指されるようになったのである。

3 少年犯罪者に対する特別の扱いは、連邦レベルだけでなく、州レベルでも次第に実現されていった。そうした動きは、オンタリオ州において特に顕著であった。

オンタリオ州は、1874 年に、教育・しつけ・職業訓練を中核とする少年訓練施設に関する法律を制定して、14 歳未満の者のうち、浮浪者や乞食、親の保護に欠ける者、親の不適切な監護のもとにある者、不就学者などを対

象に、15歳までを限度として少年訓練施設に収容することを認めた (An Act respecting the Industrial Schools, S.O. 1874, c.29)。その後、同法は、1884年改正によって、軽微犯罪を実行した者にまで収容対象を拡張している (An Act to amend and consolidate the Act respecting the Industrial Schools, S.O. 1884, c.46)。1874年法以後は、少年犯罪者に対する不定期刑の導入と、改善を理由とする身柄解放や責任ある自発的な成人の身柄保証にもとづいて釈放を認める法律 (An Act respecting the Ontario Reformatory for Boys, S.O. 1880, c.34)、犯罪者を21歳未満の者と21歳以上の者とに分離して処遇する法律 (An Act for the Protection and Reformation of Neglected Children, S.O. 1888, c.40)、13歳未満の犯罪者の矯正施設収容を禁じて少年訓練施設に収容する法律 (An Act respecting the Custody of Juvenile Offenders, S.O. 1890, c.75; An Act respecting the Commitment of Persons of Tender Years, S.O. 1890, c.76) が、相次いで制定された。特に、最後の2つの法律によって、オンタリオ州における少年犯罪者の収容処分は、本来の家庭環境に類似した小住宅システムの少年訓練施設を中心に展開されることになった。また、その後が続いて制定された1893年法 (An Act for the Prevention of Cruelty to, and Better Protection of Children, S.O. 1893, c.45) は、福祉施設に対しても、放任された子どもの仮収容や調査・報告権、さらには処遇権を認めている。こうした状況のもとで、矯正システム全体に関する1891年報告書 (*Report of the Commissioners Appointed to Enquire into the Prison and Reformatory System of Ontario*, 1891) は、少年訓練施設における教育中心の処遇の推進、アフターケア・プログラムの策定とアフターケア施設の創設を提言するとともに、手続面に関しても、公衆の面前での逮捕や公道上の連行の禁止、徹底した成人との分離勾留、14歳未満に対する通常裁判所への訴追の禁止、親(保護者)とプロベーション・オフィサーの裁判への出席、適切な成人による身柄保証を条件とするダイヴァージョンの積極的活用、収容処分の最終手段性の承認、などを提言した。そして、刑法典550条の趣旨と内容を徹底する方向で制定された前述の1894年法 (An Act respecting Arrest, Trial and Imprisonment of Youthful Offenders, S.C. 1894, c.58) は、連邦法であると同時にオン

タリオ州だけに適用される条文を内包しており、オンタリオ州にとっては、1891年報告書の提言を具体化したものととどまらず、少年犯罪者に対する立法の集大成という意味を持っていたのである。

同じような動きは、他の州においても見られた。たとえば、ケベック州は、1869年に、同年制定の連邦法（An Act respecting the Trial and Punishment of Juvenile Offenders, S.C. 1869, c.33）を州内で具体化する法律を制定して、少年用の改善施設を中心とした処遇を導入するとともに、少年改善施設を利用した分離勾留を認めることになった（An Act respecting Juvenile Offenders within the Province of Quebec, S.Q. 1869, c.34）。また、ブリティッシュ・コロンビア州においては、1890年制定の矯正施設に関する法律（An Act respecting the Reformatory, S.B.C. 1890, c.108）にもとづいて、16歳未満の男子犯罪者について、教育・職業訓練・道徳的教化を中心とした少年改善施設への収容処遇を認めることになった。

以上のように、連邦法と州法のそれぞれが少年犯罪者の例外的な扱いを承認していくなかで、1890年代初頭にはオンタリオ州のトロント市にカナダで最初の子ども裁判所（children's court）が創設され、実務上も、少年司法システムとしての独立性と独自性が一層強化されていくことになった¹⁷⁾。それは、新派刑法理論を具体化するものでもあった¹⁸⁾。

注

- 3) A. W. G. Kean, *The History of the Criminal Liability of Children* (1937), 53 *Law Quarterly Review*, pp. 364.
- 4) M. M. Bowker, *Juvenile Court in Retrospective: Seven Decades of History in Alberta (1913–1984)* (1986), 24 *Alberta Law Review*, p. 235.
- 5) P. Aries, *Centuries of Childhood: A Social History of Family Life*, 1962, pp. 33, 62, 82, 100, 106, 329, 366.
- 6) S. S. Anand, *Catalyst for Change: The History of Canadian Juvenile Justice Reform* (1999), 24 *Queen's Law Journal*, pp. 517.
- 7) 木村裕三『イギリスの少年司法制度』（成文堂，1997年）21頁以下。
- 8) G. E. Parker, *The Century of the Child* (1967), 45 *Canadian Bar Review*, pp. 744.
- 9) 丸山雅夫「学派の争い」阿部純二ほか編『刑法基本講座 第1巻』（法学書院，1992

頁) 122 頁以下参照。

- 10) G. E. Parker, *American Child-Saving: The Climate of Reform as Reflected in the National Conference of Charities and Correction, 1875–1900* (1968), 18 *University of Toronto Law Journal*, pp. 371.
- 11) G. E. Parker, *Some Historical Observation on the Juvenile Court* (1967), 9 *Criminal Law Quarterly*, p. 476.
- 12) S. Houston, *The Victorian Origins of Juvenile Delinquency* (1972), 12 *History of Education Quarterly*, p. 263.
- 13) Anand, *supra*, note 6, p. 538.
- 14) 当時の上部カナダにおける少年用施設の現状等の概要の紹介として, S. Shoom, *The Upper Canada Reformatory, Penetanguishene: The Dawn of Prison Reform in Canada* (1972), 14 *Canadian Journal of Criminology and Corrections*, pp. 263.
- 15) D. Gagnon, *History of the Law for Juvenile Delinquents*, 1984, p. 165.
- 16) P. Riley, *Proportionality as a Guiding Principle in Young Offender Dispositions* (1994), 17 *Dalhousie Law Journal*, pp. 561.
- 17) R. St. G. Stubbs, *The First Juvenile Court Judge: Hon. T. Mayne Daly, K. C.* (1979), 10 *Manitoba Law Journal*, pp. 11.
- 18) J. Trépanier, *Principles and Goals Guiding the Choice of Dispositions under the YOA*, in *Young Offender Dispositions: Perspectives on Principles and Practice*, edited by L. A. Beaulieu, 1989, pp. 28.

II 非行少年法の時代

(1) 非行少年法の内容と主な改正

1 1908年に制定されたJDAは、上述したように、少年犯罪者を要保護少年の一部として扱い、しかも成人犯罪者に比べて保護的に扱おうとする動きの成果として実現したものである。また、JDAは、国親思想(パレンス・パトリエ)を前提とする保護原理に立脚した福祉モデル少年法制として成立したものであり、アメリカに先導された当時の諸国の少年法制と共通するものでもあった。しかし、その一方で、JDAが連邦の刑事立法として成立したこと、連邦と州との間の特殊な関係(州の独立性の強さ)を、カナダに特有

の特徴として指摘しておかなければならない。

当時の福祉モデル少年法制の多くが民事法の体裁を採ったのに対して、JDAは、1867年憲法(British North America Act (U.K.), 1867, c.3)の制約のもとで、刑事法の体裁をもって制定されることになった。1867年憲法は、連邦と州の立法管轄について、刑事立法権を連邦に配分する一方で、民事立法権や裁判の運用に関する立法権、州法における罰則制定権を州に配分していた(91条, 92条)。そのため、連邦一律の少年法制の導入を前提として制定されたJDAは、刑事立法の体裁を採る以外に方法がなかったのである。しかし、この選択は、その後、連邦と州との特殊な関係のもとで、複雑な「ねじれ現象」をもたらしただけでなく、事実上の破綻を生じ、YOAの制定を促進する大きな要因となるものであった。

2 JDAの基本姿勢を端的に示していたのが、制定当時の前文である。それは、「少年犯罪者(youthful offenders)を通常の犯罪者〔成人犯罪者(ordinary criminals)〕と同じに捉えたり、同じように扱うのは、全く適切でない。社会福祉は、少年を犯罪(者)から保護するとともに、その悪しき傾向を抑制して良き本性を伸ばすために、少年犯罪者を賢明な保護と処遇と統制(wise care, treatment and control)の対象とすべきことを要求する」として、福祉的観点に立脚した保護立法(福祉モデル)であることを明言していた。裁判例のなかにも、このようなJDAの福祉的性格に言及したのが見られる¹⁹⁾。こうした前文は1929年新法(An Act respecting Juvenile Delinquents, S.C. 1929, c.46)以降には存在しなくなるが、福祉モデルを基礎とするJDAの全体構造は、最後まで(An Act respecting Juvenile Delinquents, R.S.C. 1970, c.J-3)変化することがなかった²⁰⁾。

このような基本姿勢から、JDAは、16歳未満の子ども(少年)による違法行為(連邦法・州法・地方自治体法の各罰則違反)を非行として扱い(2条, 3条)、専門裁判所である少年裁判所の専属管轄に置くものとした(4条)。裁判手続は、成人の略式起訴犯罪に対する裁判手続(略式手続)に準拠するものとされたが(5条)、非公開と成人との分離手続が要求されるとともに(10条)、柔

軟な運用を目的とした非形式的手続の裁量的導入が認められ(14条)、プロベーション・オフィサーの関与が広く認められた(27条)。こうした裁量的な手続によって、要保護性の徹底的な解明と最善の処遇選択が可能になると考えられたのである。これらの点は、裁判前における成人との分離勾留(11条)や、きわめて例外的な措置としての通常裁判所への移送(7条)、非行少年の同一性に関する情報の公表禁止(10条)、支援組織としての少年裁判所委員会の活用(23条)などとともに、少年の特性に配慮したものであった。その一方で、適正手続に関する条項は、JDAのもとでは、最後まで規定されることがなかった。また、親・保護者による処分の代行(代理責任)を認める規定(18条)や、非行を助長した成人の責任を追及する規定(29条)の存在からは、非行少年を犯罪者としてではなく、誤った道(非行)に踏み込んでしまった「一種の被害者」として捉えようとする態度(保護的扱い)が端的にうかがわれる。

その後、1924年改正(An Act to amend the Juvenile Delinquents Act, S.C. 1924, c. 53)は、「性的不道徳行為またはそれと類似の不道徳行為」というステイタス・オフENSEをも取り込む形で非行概念を拡張することになった。これは、非行少年を要保護少年と同等に捉える点では基本姿勢に忠実なものであったが、侵害原理に調和しえない不良行為をも管轄下に置いた点で刑事立法としての性格を曖昧にするものであった²¹⁾。また、年齢管轄の上限については、1921年改正が18歳未満への一律引き上げを図りながら州の反対で撤回を余儀なくされたり(An Act to amend the Juvenile Delinquents Act, S.C. 1921, c. 37)、州の裁量や男女別の上限設定を導入するなど(An Act respecting Juvenile Delinquents, S.C. 1929, c. 46)、連邦と州との間の特殊な関係に起因して大きな混乱が生じていた。その結果、1929年以降のJDAにおいては、年齢の上限に関して、16歳未満、17歳未満、18歳未満という選択肢とともに、性別を根拠とする別異の設定という選択肢が州に保障されることになってしまったのである。このような事態は、カナダ全土に適用される(べき)連邦法として制定されたJDAの意義が大きく後退したことを意味するものであった。

3 保護処分としては、当初、① 有期・無期の審理の延期、② 10ドル以下の罰金、③ 適切な人物による観護、④ 在宅でのプロベーション、⑤ 里親家庭等への委託、⑥ 援助組織等への保護委託、⑦ 少年訓練施設への収容、の7種類が認められていた(16条1項)。③④⑤は、プロベーション・オフィサーが直接的に関与するものであり、⑥も広義のプロベーションに含めることができる。このような処遇内容は、プロベーションを中核として少年の再社会化を図ろうとする基本姿勢を具体化したものと言ってよい。その後、1924年改正により、①に「処分の延期」が付け加えられ、②の罰金額の上限が25ドルに引き上げられるとともに、裁判所が適当と判断する遵守事項(被害者への謝罪や弁償など)を課したうえでプロベーションが追加された。また、1929年新法において処分の停止が追加され(20条1項)、ダイヴァージョンの様相がさらに強まることになった。こうした結果、JDAの規定する処分は、最終的に、プロベーションを中心とした9種類のものとして確立されたのである。

処分の選択に当たっては、少年自身の利益と社会の最善の利益との調和が求められただけで(16条5項)、それ以上の処分選択基準は規定されることがなかった。少年の利益と社会の利益とは相反関係にないとする国親思想からすれば、両者の調和(合致)は当然のものとされ、裁判官の裁量的判断によって十分に達成できると考えられたからである²²⁾。また、処分の執行については、成人犯罪者との分離収容(22条)などに、少年の特性への配慮が見られた。他方、処分の期間に関しては積極的な規定が置かれることはなく、21歳に達するまでは少年裁判所の後見的管轄に置くという一般原則が規定されるにとどまった(16条3項)。そのため、この規定を根拠として、裁判官は、処分執行中の少年を再出廷させたうえで、身柄解放、新たな処分の言渡し、通常裁判所への移送を命じることができた。しかも、その場合には、新たな犯罪や証拠にもとづく審理までは要求されず、プロベーション・オフィサーや収容施設の責任者の報告にもとづいて事案を処理することが可能であった(16条4項)。このような運用を支えた後見規定は、事後的な不利益変更の適

否という問題を別にすれば、実効的な再社会化（柔軟な裁量的対応）という点との関係では有意義なものであったと言ってよい。

4 制定当初の JDA は、事実認定ないしは処分に対する不服申立（上訴）に関して、何らの規定も有していなかった。少年の利益と社会の利益との調和を当然の前提とする国親思想からすれば、少年裁判においては、不服申立は本来的にありえないと考えられたのであろう。実際にも、不服申立は許されないという運用がなされていたようである。しかし、その後の 1929 年新法において、公共の利益と司法の適正な運用に適合する場合に限ってではあるものの、州の高位裁判所裁判官の特別な許可を条件として上訴が認められることになった（37 条）。

（2）少年犯罪者法制定に向けた動き

1 カナダの少年法制を支える最初の法律として成立した JDA の特徴は、① 刑事法の体裁を採用した連邦法であったこと、② ステイタス・オフENSES をも取り込む広範な事物管轄を持っていたこと、③ 要保護性の解明と最善の処遇を選択するために柔軟な手続が採られるとともに、④ 関係者の裁量性が強かったこと、⑤ その反面として適正手続条項が存在していなかったこと、にまとめられる。①の性格が徹底されなかったことに対しては、すでに初期の段階から厳しい批判が加えられていた。その後、1960 年代に福祉モデル少年法制に対する批判が高まるにつれて②③④⑤の特徴も批判にさらされることになり、さらに 1960 年代以降の新たな社会情勢として、⑥ 再社会化に対する懐疑論と ⑦ 少年犯罪に対する厳しい対応への要求が加わり、司法モデルに立脚する少年法制を求める動きが一気に強くなっていったのである。

2 ①の連邦法としての不徹底さは、制定直後から、各州において、施行時期の統一の見送り、非行概念の不一致、管轄年齢の不統一として表面化することになった。1867 年憲法の立法管轄の制約によって、連邦法としての

JDAを各州で施行するためには、そのための州法の制定・公布という手続が必要とされた(34条)。しかし、それにもかかわらず、当時の各州は、ただちにその要請に対応できる状況になかったため、JDAの内容を実現するのに適した施設が存在する地域に限って、総督の布告にもとづいてJDAを施行するという例外的な措置が認められた(35条)。連邦政府としては、JDAの施行範囲を事実として徐々に拡張していこうと考えたのであろう。しかし、こうした例外的措置は最後まで変わることがなかったため、JDAの施行状況は、州間で不統一であっただけでなく、同一州内における地域間での不統一をもたらしことになったのである。また、非行概念の不一致は、州法・地方自治体法の罰則違反だけでなく、後にステイタス・オフENSEをも管轄対象に取り込んでしまったために、州・地域によってそれらの内容や範囲が異なることから生じたものであった²³⁾。他方、管轄年齢の不統一という事態は、すでに見たように、直接的には上限年齢の統一的な引き上げに失敗したことに起因しているが、その背景には、州に対する連邦の大幅な譲歩が混乱に拍車をかけたという事情がうかがわれる。

このような混乱状況は²⁴⁾、連邦一律の少年法制の実施を目指す連邦政府にとっては大きな問題であったが、州の独自性・独立性を主張する各州の政府にとっては、格別に問題視すべきものとは考えられることがなかった。特に、管轄年齢の統一については、YOAの制定に当たっても各州が最後まで強く抵抗していたところであり、カナダにおける連邦と州との関係の特殊性(ねじれ)が象徴的に現れたものであった。ようやくYOAが連邦一律の施行を実現できたのは、1982年憲法(An Act to give effect to a request by the Senate and House of Commons of Canada, Schedule B of the Canada Act 1982 (U.K.), 1982, c. 11; Canadian Charter of Rights and Freedoms, Part I of the Constitution Act, 1982)が制定されたことによるものであり、連邦と州との関係が改善された結果としてではなかったのである。

3 ②の広範な事物管轄の問題性は、①の性格と密接に関連するものであった²⁵⁾。非行概念の不統一が連邦法としての性格の不徹底に起因する一

方で、成人においては何ら法的干渉の対象になりえないステイタス・オフエンスまでも管轄に取り込んだことは、刑事法の侵害原理に正面から対立するものであった。民事法の体裁を採る少年法制においてさえ、処分の拘束的性格（不利益性）に着目してステイタス・オフエンスに対する批判が高まった1960年代以降、この点は、刑事法として立法されたJDAにおいては特に深刻なものとなった。また、それとの関連で、同時期に隆盛を迎えたラベリング論においては、ステイタス・オフエンスにもとづいて少年が犯罪者と類似の烙印を押されることは許容しえないものとされたのである²⁶⁾。

③④の特徴と⑤の特徴とは、裏腹の關係に立つものであった。余すところのない要保護性の解明と最善の処遇を選択するためには、柔軟な手続と裁量的な運用こそが望ましいものとされ、適正手続の保障は、ある意味で有害と考えられる場面も否定できなかつたからである。しかし、他方では、裁量権の限界について特に規定するところがなかつたJDAにおいては、③④の特徴は無制限・無制約的な運用に陥る危険性を持つものでもあつた²⁷⁾。特に、後見規定にもとづいて処分中の少年を少年裁判所が管轄することは、処分の事後的な不利益変更という点での2重処罰の疑い、行政の主導による処分変更という点における三権分立違反の疑い、侵害原理への抵触、といった重大な問題を内在させていたのである²⁸⁾。さらに、その後、1960年のカナダ権利章典の制定（Canadian Bill of Rights, S.C. 1960, c.44）、一連のアメリカ連邦最高裁判所判例（ケント事件判決〔1966年〕、ゴルト事件判決〔1967年〕、ウィンシップ事件判決〔1970年〕）を契機として、少年法制と適正手続の保障が調和可能なものだという認識が確立されることになった。その結果、1970年代には、大都市を中心として、弁護人依頼権を中心とする適正手続モデルにもとづく実務運用が実現することになったのである。

4 JDAの構造に対する批判と並行して、その再社会化政策に対する懐疑論も高まっていった。処分の中心であつたプロベーションに関して、プロベーション・オフィサーの絶対数の不足と訓練の不充分さ、さらには能力の低さが指摘される一方で、最善の処遇選択の主役であるべき裁判官の能力に

対する疑念が示され、1970年代には、福祉モデル少年法制の目指した個別処遇は「単なるリップ・サービスに過ぎなかった」と言われ²⁹⁾、JDAは非行少年の再社会化に失敗したという認識が形成されるようになっていった。また、施設収容処遇に対しても、成人犯罪者処遇に関する実態調査にもとづく有名なマーティンソン論文³⁰⁾の影響のもとに、処遇実績に対する懐疑論が大きな高まりを見せることになったのである³¹⁾。こうした動きは、少年犯罪が深刻になっているというモラル・パニックとも結びついて、次第に福祉モデル少年法制は「甘すぎる」という認識を生み、法と秩序の重視、適正な(犯罪と均衡のとれた)処罰の要求、毅然とした対応を求める声となっていったのである³²⁾。特に、この点については、制度的ないしは地理的に関係の深いイギリスとアメリカの影響を否定することができない。

このようなJDAの問題性が指摘される一方では、ラベリング論と結びつく形で、正式な法的手続以外で扱うことが適切な少年と正式な法的手続が必要な少年とを峻別したうえで、ダイヴァージョンを積極的に活用することが提言されてもいた³³⁾。ダイヴァージョンの積極的活用は、YOAによって実現した後、YCJAにおいて一層の充実を達成し、カナダ少年法制の大きな特徴を形成していくことになる。

5 1960年代に入ると、以上のような理論的・社会的状況を背景として、連邦政府を中心に、新たな少年法制を実現するための動きが具体化していくことになった。

連邦政府によるJDAの本格的な見直し作業は、1962年の非行問題検討委員会の招集によって開始され、1965年に100項目の勧告を含んだ報告書にまとめられた(Department of Justice Committee on Juvenile Delinquency, *Juvenile Delinquency in Canada: The Report of the Department of Justice Committee on Juvenile Delinquency*, 1965)。報告書は、① 非行少年対策には連邦・州・地方自治体の共働が必要であり、そのための多大の財政支出を覚悟すべきこと、② 少年法制は成人刑事法制のカウンター・パートであるから、③ 刑事法の形式の連邦法であるべきこと、④ 非行概念と管轄年齢を統一したうえで、連邦での統

一的運用が図られるべきこと、©したがって、州ごとの異なった扱いは正当化されないこと、が明示された。1965年報告は、福祉モデルを維持したうえで、そこに司法モデルからの要請を積極的に取り込もうとしたのである。その後、同報告を基礎として1970年草案(Bill C-192)が提案されることになるが、その内容は、「少年犯罪者」という名称やステイタス・オフENSESの排除に見られるように、1965年報告以上に司法モデルに接近したものであった。1970年草案に対しては、学界レベルでは賛否両論が拮抗したものの、議会レベルでは福祉モデルから離れることに対して保守系政党と革新系政党の別を問わずに厳しい評価が与えられ、その実現は一顧だにされることがなかった。また、財政的負担の急激な増加に直面させられることになる各州の反対もきわめて強硬なものであった。このため、学界や実務の一部から肯定的な評価を得た1970年草案も、当時の社会情勢のもとでは時期尚早なものとなされ、日の目を見ることなく終わったのである。

しかし、1970年草案を契機として、少年法制の理念に関して、福祉モデルを支える「処遇」と「再社会化」だけでなく、「個人の責任」、「社会の保護」、「処罰」、「応報」といった観点が次第に強調されるようになっていった³⁴⁾。また、大都市を中心とした実務において適正手続重視の運用が一般化していくなど、次第に、司法モデル化の動きがカナダ社会全体に広く根づいていった³⁵⁾。こうしたなかで、1973年のワーキング・グループ報告(Ministry of the Solicitor General, *Minutes of the First Meeting of the Young Offenders Working Group*, 1973)を経て、1975年に、非行少年法改正検討委員会報告(Solicitor General of Canada, *Young Persons in Conflict with the Law: A Report of the Solicitor General's Committee on Proposals for New Legislation to Replace the Juvenile Delinquents Act*, 1975)がまとめられたのである。108項目の勧告を含む報告は、ダイヴァージョンの積極的活用を提言する一方で、犯罪行為だけを管轄する新立法の必要性を強調して、①少年と社会の間における権利と責任の調和、②手続的権利の保障、③不服申立権の拡充をはじめとして、司法モデル少年法制の創設を提言した。その後、同報告を基礎として、1977年および1979年の立法提案

(Solicitor General of Canada, *Highlights of the Proposed New Legislation for Young Offenders*, 1977; Solicitor General of Canada, *Legislative Proposals to Replace the Juvenile Delinquents Act*, 1979) を経て、1981 年草案 (Bill C-61) がまとめられることになった。この時点では、すでに、JDA の立法形式と構造に起因する問題点の根本的な解決方法として、司法モデルを前提とする少年法制への転換が当然のものと考えられていたと言ってよい。ただ、そうした状況のもとでも、唯一残されていた論点は、連邦一律の年齢設定の導入であり、ほとんどの州が、州の独自性を強調して最後まで反対を続けた。しかし、そうした反対も、1982 年憲法 (Canadian Charter of Rights and Freedoms, Part I of the Constitution Act, 1982) の平等条項によって挫折せざるをえないものとなり、年齢部分に関する YOA の施行時期を平等条項の発効時期 (1985 年) まで延期させるという影響力しか持ちえなかった。

このようにして、名実ともに連邦法としての YOA の制定が実現することになったのである。

注

- 19) *R. v. S. B.* (1983), 3 C.C.C. (3d) 390 (B.C.C.A.).
- 20) W. T. McGrath, *Some Suggested Amendments to Canada's Juvenile Delinquents Act* (1961–62), 4 *Criminal Law Quarterly*, p. 260.
- 21) D. O. Carrigan, *Juvenile Delinquency in Canada: A History*, 1998, p. 25.
- 22) J. J. Kelso, *Children's Courts* (1908), 28 *Canadian Law Times and Review*, p. 164.
- 23) C. H. McNairn, *Juvenile Delinquents Act Characterized as Criminal Law Legislation* (1968), 46 *Canadian Bar Review*, p. 478.
- 24) P. Havemann, *From Child Saving to Child Blaming: The Political Economy of the Young Offenders Act 1908–84*, in *The Social Basis of Law: Critical Readings in the Sociology of Law*, edited by S. Brickley and E. Comack, 1986, p. 227 は、このような JDA の体裁と内容との不調和を、「トロイの木馬」に例えている。
- 25) McNairn, *supra*, note 23, p. 478.
- 26) A. J. McLeod, *The Juvenile Delinquency Committee* (1964), 6 *Canadian Journal of Corrections*, p. 48.
- 27) K. Wang, *The Continuing Turbulence Surrounding the Parens Patriae Concept in American Juvenile Courts (Part I)* (1972), 18 *McGill Law Journal*, p. 231.

- 28) こうした不都合が顕在化した裁判例として, *R. v. Olafson*, [1969] 4 C.C.C. 318 (B.C.C.A.); *R. v. Gray*, [1971] 3 W.W.R. 478 (B.C.S.C.); *R. v. Lalich*, [1973] 41 W.W.R. 562 (B.C.C.A.).
- 29) G. Johnston, *The Function of Counsel in Juvenile Court* (1969), 7 *Osgoode Hall Law Journal*, p. 201.
- 30) R. Martinson, *What Works? Questions and Answers about Prison Reform* (1974), 35 *Public Interest*, pp. 22; R. Martinson, *California Research at the Crossroads* (1976), 22 *Crime and Delinquency*, pp. 180.
- 31) N. Boyd, *The Circularity of Punishment and Treatment: Some Notes on the Legal Response to Juvenile Delinquency* (1980), 3 *Canadian Journal of Family Law*, pp. 433.
- 32) 徳岡秀雄『少年司法政策の社会学 アメリカ少年保護変遷史』(東京大学出版会, 1993年) 211頁以下参照。
- 33) J. M. Gandy, *Rehabilitation and Treatment Programs in the Juvenile Court: Opportunities for Change and Innovation* (1971), 13 *Canadian Journal of Criminology and Corrections*, p. 14.
- 34) T. C. Caputo, *Pleasing Everybody Pleased Nobody: Changing the Juvenile Justice System in Canada*, in *Criminal Justice: Sentencing Issues and Reform*, edited by L. Samuelson and B. Schissel, 1991, pp. 142.
- 35) Caputo, *supra*, note 34, pp. 135.

III 少年犯罪者法の時代

(1) 少年犯罪者法の構造と内容

1 1983年に制定された YOA (An Act respecting young offenders, R.S.C. 1985, c.Y-1) は, 管轄年齢の上限を 18 歳未満とする部分の施行が 1985 年 (1982 年憲法における平等条項の発効時点) まで猶予されたことだけを別にして, 1984 年 4 月からカナダの全土において一律に施行された。YOA は, 12 歳以上 18 歳未満の少年の行った連邦法令上の犯罪 (罰則違反) だけを専門の少年裁判所の管轄に置くことによって, 侵害原理との調和を達成しただけでなく (2 条, 5 条), 施行時期を同一にすることによって, 連邦刑事法としての統一的

な施行と運用とを確保したのである。

JDAが前文に一般的な姿勢（哲学と理念）を規定していたにすぎなかったのに対し、YOAは、より具体的な基本原則を宣言することによって、全体の解釈と運用を指導する原理を明示した（3条1項）。YOAは、① 犯罪に対する少年の責任の承認と追及、② 社会の犯罪防止義務と社会防衛権の承認、③ 少年の特性（成熟度と発達度の低さ）と要保護性に応じた扱いの必要性、④ ダイヴァージョンの積極的活用、⑤ 成人犯罪者と同等の適正手続の保障、⑥ 最小限の自由制限と少年のニーズの尊重、⑦ 告知を受ける権利の承認、⑧ 親の監護責任の承認と親の監護権からの離脱の例外性、を明示したのである。このような原則宣言から、YOAは、司法モデルの構造を前提としたうえで、福祉モデルの目的を達成しようとした少年法制として特徴づけられている³⁶⁾。他方、個々の原則相互間における優劣関係が全く明らかにされていなかったことから、いずれの原則を重視するかに応じて、司法モデルと福祉モデル以外の諸モデル（社会変革モデル、適正手続モデル、正義モデル、犯罪統制モデル）からも一応の説明が可能な構造になっており³⁷⁾、その後の多様な実務状況と対極的な運用・評価をもたらす原因となった。このため、3条は現実的な解釈・運用の指針になりえないものとして批判され³⁸⁾、より実的な機能を果たしうる形で再構成すべきだとする立法論が主張されることにもなったのである³⁹⁾。

2 捜査段階においては、基本的に成人犯罪者と同様の扱いが認められ、手錠の使用や指紋採取・写真撮影等についても特別な制約条項は設けられることがなかった。ただ、取調べに關してだけは、少年の特性を重視した厳格な要件を遵守することが明示された（56条）。すなわち、弁護士依頼権の告知とその実質的な保障（11条）、さらに親（保護者）等との相談や立会いを保障したうえで、少年の年齢や成熟度に応じた言葉にもとづいて供述を得ることが要求され、それらに違反して得られた供述は証拠能力がないものとされたのである⁴⁰⁾。少年による弁護士依頼権や立会要求権の放棄も認められたが、そのための要件と手続はきわめて厳格なものであった。実際にも、56

条の解釈については判例も非常に厳しい態度を採っており、些細な手続違反を理由として供述の証拠能力が否定される事案が続出したのである。また、勾留は例外的な場合に限り取りうる措置とされ（7条）、積極的な身柄解放が目指されていた。これらの点にも、福祉モデルの考え方の維持と継続とを見ることができる。もっとも、勾留場所として、少年専用の（仮）勾留施設が必要とされていたものの、実際には拘禁処分用の施設（開放または閉鎖）と兼用するという運用が確立していたようである⁴¹⁾。

3 起訴された少年については、ダイヴァージョンとしての代替措置（4条）の利用可能性を積極的に検討すべきものとされた。検討の結果、少年のニーズと社会の利益との考量にもとづいて正式裁判が必要でないと判断された少年は、弁護人依頼権の保障、プログラムへの参加の自発的意思、犯罪に対する責任の承認を条件として、特別なダイヴァージョン・プログラム（被害者への謝罪、財物の返還、被害弁償、社会活動への参加など）に付託され、プログラムが完了した時点で訴追が打ち切られるものとされた。その結果、拘禁処分の利用率が高まっていく一方で、ダイヴァージョンとしての代替措置プログラムの運用は次第に実効的なものとなっていき、その積極的な意義が政府によって高く評価されることになり⁴²⁾、その後のYCJAにおける2分化手続（裁判外対応と少年刑事裁判）の導入を強く推進していくことになった。

他方、正式裁判が必要な被告人については、成人の略式起訴犯罪に対する手続（略式裁判手続）に準拠して審理が行われた（52条）。罪状認否における答弁も成人と同様に認められたが、少年が訴追の内容を十分に理解していないと思われる場合に、裁判所が無罪の答弁をしたうえで事実認定手続に移行する点だけが、無条件の答弁が認められる成人の場合とは異なっていた。また、事実認定手続は、14歳以上の少年に対する例外的手続として通常裁判所への移送が認められた点や（16条）、予備審問がなく、陪審裁判を選択することができなかった点を別にして、成人犯罪者に対するのと同様の適正手続が保障されていた。YOA全体の性格をどのように評価するかは別にして、適正手続の保障が明示された点では、司法モデル化（少なくとも適正手続

モデル化)の姿勢が顕著であったことは疑いようがない。

しかし、こうした連邦一律の法制度のもとでも、オンタリオ州とノヴァ・スコシア州だけは、連邦法を具体化する州法によって、16歳を基準として少年犯罪者を2分したうえで、16歳未満の少年については福祉モデル的な特別な手続(原則非公開性など)によるべきことを認めていた。連邦刑事法として統一的な運用を確保したはずのYOAのもとでも、連邦と州との間の特別な緊張関係が完全に解消するまでには至らなかったのである。

4 YOAが制定された当初の処分の種類は、①不処分、②1000ドル以下の罰金、③損害賠償、④財物の償還、⑤被害弁償、⑥対被害者奉仕、⑦社会奉仕、⑧禁止・押収・剥奪、⑨病院等留置、⑩プロベーション、⑪拘禁(開放または閉鎖)、⑫補助的条件の賦課、であった(20条1項)。⑨は1995年改正によって削除されることになったが(An Act to amend the Young Offenders Act and the Criminal Code, S.C. 1995, c.19)、多様な種類の処分を導入することによって福祉モデル的な目的(個別処遇の重視)が追及される一方で、⑥⑦⑩⑪の処分期間と併合処分の場合の上限を明示した点に、成人刑事システムとの共通性が明らかであり、司法モデル的な発想(定期処分を前提とする犯罪と処分との均衡の要請)が見られると言ってよい⁴³⁾。また、成人犯罪者におけるパロールを代替するものとして、処分に対する必要のないしは裁量的な検証(見直し)制度が導入されたが(28条以下)、専門委員会による検証に限られるとともに、最善の処遇の観点からJDAでは当然に認められていた処分の不利益変更は許容されなくなった。さらに、不服申立が当然の権利として認められることになった(17条)。これらの点においても、YOAは司法モデル化の姿勢が顕著に窺われるものであった。

JDAにおける処分実務がプロベーション中心であったのに対して、YOAの処分実務は、拘禁を中心とするものに大きく転換することになった。もともと、YOAは、拘禁処分が予想される場合には処分前報告を必要なものとして要求し、1985年改正(An Act to amend the Young Offenders Act, the Criminal Code, the Penitentiary Act and the Prisons and Reformatories Act, R.S.C. 1985,

c.24) が拘禁処分の最終手段性を明示した(24条1項)ことからもうかがわれるように、拘禁処分を中心とした処分実務が最初から積極的に意図されていたわけではない。また、州によって拘禁処分率に大きな違いが見られたことも事実である(きわめて高率のサスカチワン州ときわめて低率のケベック州が両極)。拘禁処分の多用化の原因は必ずしも明らかになってはいないが、あるいは、JDAのもとでは成人システムのもとで扱われていた16歳・17歳(相対的に犯罪性の高いことが予想される若年者)が新たに少年司法システムの管轄に編入されたことに求めるべきかもしれない。学説のなかには、拘禁処分を選択する際のガイドラインが存在しなかったことに起因した現象だと指摘する立場も見られる⁴⁴⁾。ただ、いずれにしても、YOAにおける拘禁処分率は、他の西欧諸国の収容処分率に比べて極めて高いことが特徴的なものであった。そして、このような特徴は、その後の実務においても一貫して変化することがなく、1990年代における凶悪少年犯罪の増加(という印象)にもとづく社会のモラル・パニックと結びついて、その後の改正論議に大きな影響を与えることになったのである。

5 不処分の場合と処分の効力が消滅した場合には、少年は、有罪が認定された事実または処分を科された事実がなかったものとして扱われた(36条)。また、少年の同一性情報についても、JDAの時代と同様に、その公表は厳しく禁止された(38条)。これらの点においては、少年の特性に対する配慮は、JDAの場合と基本的に異なるところがなかったのである。他方、少年の裁判記録や犯罪記録については、保管方法や期間、廃棄を含めて詳細な規定が置かれる一方で(45条)、1985年改正によって、一定の目的のもとに一定範囲の者に開示しうることが認められるようになった(44.1条)。

(2) 少年犯罪者法の改正と新立法に向けた動き

1 YOAの改正論議は、1980年代終わりから1990年代全般における社会情勢を反映して、凶悪な少年犯罪にどのように有効に対処すべきかという点

に集中していた⁴⁵⁾。その意味では、原則宣言における「社会防衛」の観点
が特に強調されていたと言ってよい。そのため、1980年中頃以降のカナダ
社会は、「少年犯罪者に対する厳しい法律を要求した」と言われている⁴⁶⁾。

拘禁処分の期間の上限については、制定当初は、原則として2年間とさ
れ、無期自由刑が法定されている犯罪の場合には例外的に3年間とされてい
た(20条1項k号)。この点に、成人犯罪者の場合ほどには厳密でないにして
も、すでに罪刑均衡的な発想が見られたのである。しかし、3年間という例
外的な期間でさえ、少年の重大犯罪や凶悪犯罪に怯える社会からは、不十分
なものとして批判されることになった⁴⁷⁾。その一方で、通常裁判所に移送
して刑事処分を求める場合には、少年は、成人刑事裁判手続の対象とされ、
刑罰の重さにおいても成人と異なるところがなく、無期自由刑相当犯罪にお
けるパロールの禁止期間についても成人犯罪者の場合と同じ(25年間)であっ
た。このため、重大・凶悪な少年事件の扱いにおいて、少年システムはあま
りに不十分である一方で、成人システムはあまりに厳しすぎるという状況
(大きな落差)が生じていたのである。すなわち、前者の強調は通常裁判所へ
の移送を促進する要因として機能する一方で、後者への懸念は移送を躊躇さ
せる要因として機能することとなり、実務上の大きな混乱を招くものとなっ
ていた。

2 少年司法システムと成人司法システムとの間の落差を小さくするため、
1992年改正法は(An Act to amend the Young Offenders Act and the Criminal Code,
S.C. 1992, c.11), YOAにおける拘禁処分の最長期間を「5年マイナス1日」に
延長した(20条1項k.1号)。その一方で、同時に行われた刑法改正によっ
て、無期自由刑相当犯罪におけるパロール禁止期間が少年犯罪者については
相当に緩和されること(殺人罪について5年以上10年以下の範囲内で裁判官が特定
する期間の経過)になった(刑法742.1条)。前者は、「罪刑の均衡」的発想(司法
モデル)を前提とするものであり、後者は、少年と成人の違いを強調するもの
(福祉モデル)であったと見ることができる。このような形で、重大・凶悪な
少年犯罪者の扱いにおける混乱の収束が図られたのである。なお、拘禁処分

の最長が「5年マイナス1日」とされたのは、5年以上の自由拘束を内容とする法定刑の犯罪については陪審裁判を受ける憲法上の権利が認められていたことから（カナダ憲章11条f号）、少年事件への陪審裁判の導入を回避しようとしたことによる。司法モデルを基礎とする YOA も、1992年の段階では、少年司法に陪審裁判を導入するまでのことは考えていなかったのである。

1992年改正は両システム間の落差を一定程度小さくはしたが、拘禁処分の上限の引き上げに対する社会の評価は依然として厳しく、なお不十分なものとして批判され続けた⁴⁸⁾。特に、1993年の総選挙の際には、ケベックの独立を旗印とするケベック・ブロック連合だけを例外として、保守と革新とを問わずに、他のすべての政党が少年犯罪対策を政治的な重要課題のひとつと位置づけ、いずれもが厳しい対処の必要性を強調したのである。こうした事情を背景として、1995年改正法（An Act to amend the Young Offenders Act and the Criminal Code, S.C. 1995, c.19）は、16歳以上による殺人（未遂）罪や加重的性犯罪のような重大犯罪については通常裁判所で扱うことを原則とし、少年裁判所での扱いを例外とする「原則移送制度」を導入するに至った（16条1.01項）。この手続の導入によって、年齢と罪種による一定の制限はあるものの、少年法制における移送制度は、その基本的な考え方において根本的な変化を遂げることになったのである。

その後、1995年改正法（An Act to amend the Young Offenders Act and the Criminal Code, S.C. 1995, c.22）は、第1級殺人罪と第2級殺人罪とを区別したうえで、それぞれの拘禁処分の上限を10年間と7年間にまで引き上げる一方で（20条1項k.1号）、無期自由刑相当犯罪で移送された少年のパロール禁止期間に関しては、16歳未満については5年間ないしは7年間、16歳以上については10年間（第1級殺人罪）または7年間（第2級殺人罪）に緩和した（刑法745.1条）。こうした改正によって、特に殺人罪を犯した少年犯罪者の処遇の選択肢は相当に拡充されたと言ってよい。

しかし、同時に、殺人罪に5年以上の自由拘束処分を新設したことによって、少年法制への陪審裁判の導入が不可避なものとなることになり、YOA

にもとづく少年裁判手続は成人刑事裁判手続と基本的に異なるところがなくなってしまう。YCJA 制定の基礎は、1995 年の段階ですでに固まっていたと言ってよい。

3 こうした YOA の部分改正による少年犯罪者への対応を実現していくのと並行して、連邦政府は、少年司法システムの抜本的改革（新立法）を念頭に置いた検討作業に着手していた。連邦・州・准州の矯正関係者を中心に構成されたタスク・フォースが、1995 年 1 月から実質的な活動を開始し、1996 年 11 月には、全 12 章（651 頁）から成る詳細な報告書を公開した（Federal-Provincial-Territorial Task Force on Youth Justice, *A Review of the Young Offenders Act and the Youth Justice System in Canada: Report of the Federal-Provincial-Territorial Task Force on Youth Justice*, 1996）。報告書は、連邦・州・准州という利害関係の異なる構成を反映して、すべての点において一致した結論には達しなかったものの、以下の点はタスク・フォースの勧告としてまとめられた。

① 原則の宣言条項について、アボリジニー少年の特性、家庭の関わりのあるあり方、被害者の利益、司法システム以外との連携、重大犯罪に対する罪刑均衡原理と非難原理を基礎とする処分政策を念頭に置いた包括的な見直しと、原則相互間の優劣関係を明示すること。② 少年司法委員会の協議について、その根拠と権限を明文化したうえで、その機能を大幅に拡張すること。③ 他の組織やシステムおよび他の学問分野との連携を強化すること。④ 費用負担について、連邦と州・准州との話し合いを継続しながらも、アボリジニーに対する特別な支出を考慮すること。⑤ 管轄年齢について、下限の 12 歳以上と上限の 18 歳未満を維持したうえで、ダイヴァージョンを含めた多様なシステムによる扱いを検討すること。⑥ ダイヴァージョンについて、警察段階でのダイヴァージョンを承認するとともに促進し、新たな方策を創設して明文化する一方で、選別ガイドラインの設定、プログラムの拡充、社会資源の積極的な活用のあり方を検討し、実効性に対する評価を実施すること。⑦ 勾留について、利用率の高い地域における代替手段の導入を検討するとともに、選別ガイドラインの明確化、実態の調査を行うこと。

⑧ 処分について、社会を基盤とする処分（非拘禁処分）の利用を促進し、選別ガイドラインの明確化を前提として、拘禁処分を減少させるとともに、拘禁処分からの一時的釈放の期間を延長すること。⑨ 拘禁処分について、20歳以上の者に対して成人用施設の利用を認めるとともに、さらに成人用施設の柔軟な活用を検討すること。⑩ 深刻な犯罪(者)への対応について、危険性を評価するシステムを構築し、再犯の可能性をも念頭に置いた多様な防衛的・教育的・社会的な干渉戦略を検討するとともに、特別なプログラムの創設を検討すること。⑪ 通常裁判所に移送されて有罪判決を受けた少年の収容について、年齢と刑期にもとづいて少年用施設と成人用施設の適切な利用を図ること。⑫ 同一性情報について、その公表と社会への開示、および情報の共有に関する定義規定を置いたうえで、解除のガイドラインを設定し、その対象者や要件を明示すること。⑬ 親の関与について、システムへの積極的な関与を確保するとともに、被害者に対する親の賠償責任の可能性と方策について検証すること。⑭ 弁護人依頼権について、法律扶助プログラムと州の償還プログラム、さらには親による支払い制度の導入を検討するとともに、少年事件に関するルールの創設を法律家協会に働きかけること。⑮ 少年の供述の扱いについて、従来の実務を検証したうえで、裁判所の裁量権の範囲を拡張するとともに、権利放棄の方法の多様性を検討すること。⑯ 校内暴力とアルコール濫用について、校内暴力対策の策定、およびアルコール乱用の実態と影響等を調査したうえで、支援的で矯正的なプログラムにおける試験的プロジェクトを支援すること。

このようなタスク・フォースの基本的前提と勧告は、YOAの根本的な改編によっても実現が不可能なものというわけではなかったが、その後の動きは、非暴力的な少年犯罪者に対する処遇のあり方などとも関連して、新たな少年司法システムの導入へと傾斜していったのである。

4 一方、タスク・フォースに先だって招集され、1995年6月から活動を開始していた下院の少年司法システム検証委員会は、300人の参考人と166グループからの意見聴取および23施設・プログラムの参観にもとづいて、

1997年4月に報告書を公刊し、14項目にわたる勧告を行った(Standing Committee on Justice and Legal Affairs of Canada's House of Commons, *Renewing Youth Justice: Thirteenth Report of the Standing Committee on Justice and Legal Affairs*, 1997)。それぞれの場面と項目、そして具体的な内容は、次の通りであった。(1) 基本的な認識として、① 成人司法システムと異なる独自の少年司法システムを維持する一方で、そこに刑事司法管轄を取り込むべきであり、② YOAに規定された原則宣言を廃止したうえで、社会の安全を最優先して、犯罪の予防、再社会化のための戦略を構築すべきこと。(2) 少年犯罪と社会との関わりについて、③ 少年犯罪と少年司法システムに関する包括的で多面的な情宣活動を行うべきこと。(3) 犯罪予防に関して、④ 社会を基盤とする犯罪予防施策を策定するとともに、当面は刑事司法関連予算の1.5%をそれに充当し、2001年には5%とすべきこと。(4) 費用の活用について、⑤ 費用投入の重点を拘禁施設から社会基盤サービスへと移行させ、⑥ 州・准州との協議を前提として、非拘禁サービスとプログラムに要する費用の80%を連邦が負担すべきこと。(5) 伝統的な刑事司法アプローチとの関係で、⑦ 警察による注意や家族・グループ協議、地域社会による処分など、正式裁判を代替するような手段(ダイヴァージョン)に馴染むように少年司法システムを再編すべきこと。(6) 少年司法委員会について、⑧ その管轄と機能を拡充すべきこと。(7) 年齢について、⑨ 下限との関係で、殺人または重傷害を犯した10歳・11歳の者を少年裁判所の管轄に置くための改正を行うことと、当該改正を3年以内に検証すべきこと、⑩ 上限については改正の必要がないこと。(8) 移送について、⑪ 処遇段階での移送を可能にすべきこと。(9) 親等の関与について、⑫ 親・保護者の出廷義務を認め、例外的事情の存在のみを根拠として出廷免除を認めるべきこと。(10) 情報の開示について、⑬ 社会の安全と公共の利益の観点から、少年裁判所に対して、少年の氏名を公表する裁量権を与えるべきこと。そして、(11) 供述の扱いについては、⑭ 司法行政を悪化させない限りで、警察官等に対する供述の扱いを少年裁判所の裁量権に委ねるべきこと、であった。他方、タスク・フォース

の勧告とは異なり、アボリジニー少年や女子少年の扱いに関しては特に勧告されるところがなかった。

5 タスク・フォース報告と検証委員会報告の内容と勧告を基礎として、連邦司法省は、1998年に、少年司法を再構築するための戦略を公表した (Department of Justice Canada, *A Strategy for the Renewal of Youth Justice*, 1998)。それは、少年司法システムとしての YOA の弱点として、① 犯罪に関与する以前の段階にある問題少年に対する犯罪予防的な働きかけが不十分であること、② きわめて深刻で暴力的な犯罪者の扱いについて十分な対応ができていないこと、③ 社会を基盤とする代替的アプローチで充分に対処できる非暴力的犯罪者 (少年犯罪者の大部分) に対してさえ過度の拘禁処分への依存傾向があること、を指摘したうえで、連邦と(准)州との間の高度で緊密な連携を前提として、児童福祉・精神保健システムと裁判システムとを機能的に統合した少年司法システムの構築が目指されなければならないとしたのである。

こうした姿勢のもとに1999年草案 (Bill C-68) が策定され、その後の2002年草案 (Bill C-7) を経て、カナダにおける新たな少年司法システムを支えるYCJAの制定が実現していくことになった。

注

- 36) J. A. MacDonald, *From the Juvenile Delinquents Act to the Young Offenders Act: An Exploration of Issues in Canadian Juvenile Justice in Historical Perspective*, 1984, p. 19. さらに、富田一彦「カナダの少年犯罪者法 (Young Offenders Act) について」家庭裁判月報 47 卷 10 号 (1995 年) 1 頁以下参照。
- 37) たとえば、M. McGuire, c. 19: *An Act to Amend the Young Offenders Act and the Criminal Code—“Getting Tougher?”* (Canada) (1997), 39 *Canadian Journal of Criminology*, p. 189. は、YOA の処遇指針においては犯罪予防的観点はまったく考慮されていないとする。
- 38) Canadian Foundation for Children and the Law, *Justice for Children: Brief on the Young Offenders Act, Bill C-61*, 1981, pp. 5.
- 39) A. N. Doob, *Beyond the Red Book: Recommendation for Amendments to the Young Offenders Act*, 1994, pp. 10.
- 40) 連邦最高裁の代表的な裁判例として、*R. v. Clarkson*, [1986] 1 S.C.R. 383 (S.C.C.); *R. v. Brydges*, [1990] 1 S.C.R. 190 (S.C.C.); *R. v. D. A. Z.*, [1992] 2 S.C.R. 1025

- (S.C.C.); *R. v. L.R.I. and E.T.*, [1993] 4 S.C.R. 504 (S.C.C.); *R. v. Bartle*, [1994] 3 S.C.R. 173 (S.C.C.).
- 41) N. Bala, *Young Offenders Law*, 1997, p.137.
- 42) Department of Justice Canada, *A Strategy for the Renewal of Youth Justice*, 1998, pp. 19.
- 43) Canadian Sentencing Commission, *Sentencing Reform: A Canadian Approach*, 1986, p.133.
- 44) P. J. Carrington, Trend in Youth Crime in Canada, 1977–1996 (1999), 41 Canadian Journal of Criminology, pp. 1.
- 45) Federal-Provincial-Territorial Task Force on Youth Justice, *A Review of the Young Offenders Act and the Youth Justice System in Canada: Report of the Federal-Provincial-Territorial Task Force on Youth Justice*, 1996, pp.14.
- 46) A. N. Doob, V. Marinos and K. N. Varma, *Youth Crime and the Youth Justice System in Canada, A Research Perspective*, 1995, p. 4.
- 47) R. R. Corrado and A. Markwart, CANADA, in *International Handbook on Juvenile Justice*, edited by D. J. Shoemaker, 1996, p.44.
- 48) Doob, *supra*, note 39, pp. 14.

IV 少年刑事裁判法の時代

(1) 少年刑事裁判法の構造と内容

1 2002年に制定されたYCJAは、2003年4月1日から施行されている。その特徴は、前文に明示されているように、①少年犯罪対策には複合的なアプローチが実効的であること、②少年犯罪に関する情報を社会が広く共有すべきこと、③少年の権利と自由を承認したうえで、少年に対して特別の保障を担保すべきこと、④被害者の利益と保護者の責任に対する配慮を前提として、実効的な判決(刑罰)と効果的なりハビリテーションによって再社会化を保障する少年刑事裁判システムを構築したうえで、犯罪の程度に相応した対処を確保するとともに、非暴力的な少年犯罪者に対する収容処分を差し控えること、に見られる。こうした前提から、YCJAは、親や被害者・社会・少年司法委員会等の積極的関与による裁判外的手段(ダイヴァージョ

ン)を新設する一方で、少年犯罪(者)に対する裁判を刑事裁判のひとつとして位置づけた。これによって、カナダの少年法制は、ダイヴァージョン(大多数の少年犯罪者に対する刑事裁判手続と拘禁処分の利用の制限)と少年刑事裁判所における裁判(少数の深刻な暴力的少年犯罪者への対応)という2本立てのシステムとして確立されたのである⁴⁹⁾。

2 こうした前文を具体化するために、YCJAは、3条に原則宣言規定を置いて、4つの場面における基本原則(重点)を宣言した。すなわち、(1)社会の永続的な保護の促進を目的とする少年刑事裁判システムの内容として、① 少年の犯罪行為の基礎となっている問題を視野に入れた犯罪予防、② 犯罪少年の社会復帰と再社会化、③ 少年に対する実効的な対応、(2) 成人刑事裁判システムとの区別要因として、④ 社会復帰と再社会化、⑤ 少年の特性(依存的状況と成熟度の低さ)に調和した公正で均衡の取れた責任の追及、⑥ 少年の権利の擁護と公正な扱いを保障する手続的保護の必要性、⑦ 実効的な対処を確実なものにするための適時の介入、⑧ 執行機関の早急かつ適時の対応による少年の自覚の促進、(3) 公正で均衡の取れた責任の枠内における対応の内容として、⑨ 社会的価値に対する尊重の覚醒、⑩ 被害者と社会に与えた損害の回復に向けた努力、⑪ 親や家族その他の社会資源の積極的な活用による、個々の少年のニーズと発達段階に相応した社会復帰と再社会化、⑫ 性・国籍・文化・言語の違いに対する尊敬と、アボリジニー少年および特別な少年のニーズに対する配慮、そして、(4) 少年手続において特に考慮すべき要因として、⑬ 自己に関する手続に参加する権利と自由の保障、⑭ 被害者に対する丁重な扱いと尊厳およびプライバシーの尊重、被害者が甘受すべき不都合の最小化、⑮ 被害者の情報取得権と聴聞を受ける権利の保障、⑯ 親の情報取得権の保障と少年に対する支援努力の強調、が基本原則とされたのである(3条1項)。この規定からは、YCJAが司法モデルを前提とする刑事裁判システムである一方で、成人刑事裁判システムとただちには同一でないとする態度がうかがわれる。また、従来は必ずしも明確に意識されてこなかった(JDAとYOAのいずれにおいても条文上は明示されてこな

かった) ために早急な対応が必要とされていた、被害者に対する配慮⁵⁰⁾と原住民族や少数民族に対する配慮⁵¹⁾が明示されたことは、YCJA の大きな特徴をなすものである。

こうした基本原則にもとづいて、YCJA のもとでの少年犯罪者に対する扱いは、裁判外の対応(ダイヴァージョン)と少年刑事裁判とに大きく区別され、さらに後者は、少年刑による処遇(少年に対する独自の刑罰的制裁)と成人刑による処遇(成人犯罪者に対するのと同じ刑罰)で構成されることになったのである。

3 YCJA は、時宜に適った裁判外の介入こそが、非暴力的の犯罪に関与した少年および犯罪歴のない(少ない)少年に対して特に効果的であるとの認識に立って(4条)、2種類のダイヴァージョン(裁判外の手段)を導入した。それは、いずれも、① 効果的で時宜に適ったダイヴァージョンとして構成する、② 被害者と社会の蒙った被害を少年に認識させ、その回復に努力させる、③ 少年の親(家族)と社会の積極的な関与を図る、④ 採るべき手段を選択する段階に被害者を関与させ、被害回復の機会を与える、⑤ 少年の権利と自由を尊重するとともに、犯罪の重さとの均衡を図る、ものとされている(5条)。YCJA は、こうしたダイヴァージョン措置によって、少年に対する不必要ないしは不適切なラベリングを積極的に回避するとともに、刑事裁判システムの利用の抑制を積極的に意図したのである⁵²⁾。

裁判外手段の第1は、捜査段階におけるダイヴァージョンで、警察官による注意ないしは警告、および少年の同意を要件とする犯罪予防プログラム・機関への委託であり(6条以下9条)、JDA と YOA のもとでも事実として実施されていた対応を明文化したものである。この対応を採るか訴追をするかの選択は、警察官の裁量のもとに置かれている。また、この判断に関しては、選別プログラムを創設することが認められている(23条)。

第2のものは、裁判外における制裁プログラムに付託するものであり、犯罪の程度や性質、少年の前科や諸事情から判断して、第1の対応では不十分な場合に用いられる。具体的な内容は YOA 下の代替措置と同様であり、要

件や効果についても YOA 下の代替措置をほぼそのまま引き継いだものになっている。これは、「制裁」プログラムであることから、① 連邦または州のプログラムとして認められていること、② 少年のニーズと社会の利益に合致すること、③ 告知を受けた少年が同意していること、④ 同意に当たって弁護人依頼権が保障されていること、⑤ 自己が実行した行為に対して少年が責任を認めていること、⑥ 嫌疑犯罪について訴追障害がないことと訴追を支えるのに足りる十分な証拠があること、という厳格な要件の充足が要求される。したがって、犯罪の実行（関与）を否認している少年、さらには少年刑事裁判所での正式裁判を希望している少年に対しては、この制裁措置を用いることはできない（10条）。少年がこの制裁に付される場合には、親に対する通知が必要的とされ（11条）、要請にもとづいて被害者に通知することも認められる（12条）。すでに訴追されている少年についても、制裁プログラムを用いることができ、その場合には、プログラムの完遂可能性を条件として、訴追が打ち切られることになる（10条5項）。プログラムの具体的な内容は州に委ねられているが、調停、和解、回復といった修復的司法を内容とするプログラムの創設の可能性が特に明示されており（157条a号）、修復的司法に対する従来からの大きな期待⁵³⁾を実現するものになっている。

4 裁判外での対応に対して、ダイヴァージョンに付されることなく、正式な裁判手続に係属する少年の扱い（少年判決手続）については、年齢管轄（12歳以上18歳未満）と事物管轄（連邦法上の罰則違反）、弁護人依頼権をはじめとする適正手続の保障、同一性情報や記録の扱い、基本的な裁判手続などの基本的な点において、YOA とほぼ同様のものになっている。他方、少年刑事裁判所に正式裁判手続と陪審裁判を導入するとともに、成人刑の言渡しを認めた点は、YOA のもとでの少年裁判と根本的に異なっている。これらによって、通常裁判所への移送制度は不要なものとなり、成人犯罪者と同様の法的効果（成人刑）が認められる場合をも包括して、完全に独立した少年司法システムが実現したと言ってよい。また、少年司法委員会（18条）に対して、被害者の支援および少年と被害者との間の和解や調整に関する積極的な

役割を明示した点は、刑事裁判手続に付される少年についても、JDA ないしは YOA のもとで事実として行われていた修復的司法類似の対応を正面から認めたものとして評価することができる。

有罪判決を受けた少年犯罪者に対する処分（少年判決）としては、① 譴責、② 絶対的釈放（不処分）、③ 条件付釈放、④ 1000ドル以下の罰金、⑤ 損害賠償、⑥ 被害物の償還、⑦ 損失した被害物の補償、⑧ 被害回復、⑨ 社会奉仕、観護、⑩ 禁止、差押、剥奪、⑪ 2年以内のプロベーション、⑫ 集中的支援・観護プログラム、⑬ 6か月以内で合計240時間以内の非收容プログラム、⑭ 2年以内の拘禁・観護、⑮ 合理的な補助的条件の賦課、の15種類が規定されている（42条）。YOAの処分と比べて、種類が少し増えているものの、基本的な構造には大きな変化がないと言ってよいであろう。他方、特徴的なことは、処分の目的として、犯罪少年に対する有意味な法的効果としての適正な制裁、犯罪に対する少年の問責、少年の再社会化と社会への再統合の促進、社会の持続的な安全の維持、が明示されたことである（38条1項）。また、処分の選択に当たっては、同種の成人犯罪者との比較、同一状況下および同一地域内での公平性、犯罪の程度と責任との均衡（最小限の制約、適切な再社会化・再統合、責任の覚醒と被害[者]に対する認識）が特に要請されている⁵⁴⁾。さらに、拘禁以外の処分の可能性、先住民族少年の特殊性を考慮したうえで、犯罪に対する関与の程度・態様・主観的状况（故意、過失）、償いの存否、勾留期間、前科（前歴）、その他の加重・減輕事由の存否をガイドラインとして（38条2項、3項）、協議会（裁判官、矯正管理者、警察官、検察官、ユース・ワーカー）の勧告が重視されるものになっている（41条、42条）。

特に、拘禁処分に関しては、その例外性ととも厳格な要件が明示された点に（39条）、YOAのもとにおける拘禁処分の多用化現象に対する反省が見られる。さらに、拘禁処分（先執行）と社会内観護処分（後執行）とを結合させたうえで、犯罪の種類・程度や少年の状況に応じて拘禁と観護の期間を区別して規定するなど、自由拘束処分としての拘禁をきわめて例外的に認める態度とともに、少年の社会復帰に対する期待⁵⁵⁾をうかがうことができる。

また、それは、同時に、成人の刑罰目的とされる一般予防と社会防衛を排除するものであり、その点では YOA から訣別したものだとも言われる⁵⁶⁾。

5 他方、YCJA は、14 歳以上（州が下限年齢を 15 歳に設定をすることも認められる）の少年が、一定の重大犯罪（第 1 級・第 2 級謀殺[未遂]罪、故殺罪、加重的性犯罪〔2 条 1 項 a 号〕、成人に対して 2 年以上の自由刑が法定されている犯罪〔同 b 号〕）を犯した場合を「推定的犯罪（presumptive offence）」として（2 条 1 項⁵⁷⁾、少年刑事裁判所で成人（犯罪者に対するのと同様の法的効果が認められる）判決を宣告する制度（成人判決手続）を新たに導入した（62 条）。これによって、JDA および YOA のもとで認められてきた通常裁判所への移送制度は、不要なものとして廃止されることになった。ただ、成人判決手続は検察官の申立によって進行するため、YCJA においても、依然として、少年の特性に着目した裁判と対応が基本であり、成人犯罪者と同様の扱いは例外的なものにとどまることになる。その意味で、YCJA は、少年司法システムを放棄して完全に刑事裁判システム化したというわけではないのである。

2 条 1 項 b 号に規定する推定的犯罪について成人判決手続による裁判が申し立てられた場合には、略式裁判手続（予備審問がなく陪審によらない裁判）にもとづいて判決が宣告される。他方、2 条 1 項 a 号に規定する犯罪について成人判決手続による裁判が申し立てられた場合には、裁判所は、罪状認否の前に、少年に対して、略式裁判手続、予備審問はあるものの陪審によらない裁判、予備審問と陪審の両方がある裁判のうちから、いずれかを選択させなければならない。いずれにおいても、成人判決の効果は基本的に成人の場合と同じであるが、少年犯罪者であることに着目したパロール期間の特例（短縮）は現在も維持されているし（刑法典 745.1 条）、執行施設に対する配慮も排除されているわけではない（76 条）。

（2）少年刑事裁判法の展開

1 少年犯罪(者)に対して裁判外の対応（ダイヴァージョン）と少年刑事裁判

による刑罰（少年刑または成人刑）で臨むYCJAは、前者の方向を強調すれば保護原理（福祉モデル）との親近性を持ち、後者の方向を強調すれば侵害原理（司法モデル）と親近性を持つものとして構成されている。したがって、その運用次第では、いずれかの方向に偏りうることになる。こうした構造のもとで、施行後10年になろうとするYCJAについては、経年的なデータにもとづいて、一般に、前者の方向をめざした運用が実現していると言われている。具体的には、捜査段階における積極的なダイヴァージョンの増加（訴追の減少）傾向が指摘されるとともに、その結果として、正式な少年刑事裁判手続の利用の減少と拘禁刑（少年自由刑）による対応の減少が経年的に指摘されている。こうした傾向を根拠として、一般に、YCJAの運用を肯定的に評価する立場が強いと言ってよい⁵⁸⁾。

たしかに、成人と比較して、相対的に軽微な犯罪が多くの部分を占める少年犯罪者については、裁判外の対応はよりよく馴染むものと言えよう。もつとも、このような傾向をただちにYCJAの成果として断定することは、必ずしも適切ではない⁵⁹⁾。犯罪原因の複合性については、「犯罪は人生のさまざまな危機的経験から生じる。たとえば、家庭内暴力、貧困家庭、否定的な学校体験、貧しい住環境、娯楽や健康といった環境的設備の欠如、不適切な社会支援、仲間からのプレッシャー、不就労、機会の欠如や貧困」等が指摘され⁶⁰⁾、すでにYOAのもとでも、それらに対する予防的手段の重要性が指摘されていたところである⁶¹⁾。したがって、これらの環境的な問題に対する社会政策が適切に実行されていれば、YCJAの運用とは無関係に、少年犯罪の減少を実現することも可能である。さらに、施設収容処遇が減少することによって矯正関連費用が節約されることになれば、その節約分を社会政策および犯罪予防プログラムに投入することが可能になり、少年犯罪の減少を図ることも可能である。これらの点との関係では、社会政策の推進とYCJAとの有機的な共働関係の構築に大きな期待が表明されてもいる⁶²⁾。

こうした裁判外の対応の増加は、その反射的効果として、少年刑事裁判手続の利用の減少と直結するものである。また、拘禁刑の利用については、拘

禁刑選択の要件である「暴力的犯罪」(39条1項a号)について厳格な解釈を行うことで、その減少が図られている。たとえば、身体に対する現実の侵害やその意図もない交通犯罪(危険運転、盗難車による警察車両からの高速の逃走など)は、結果が発生した場合には重大事犯となるにしても、それ自体としては暴力的犯罪には当たらないとする実務が確立されている⁶³⁾。また、再犯パターンの認定(同c号)についても、一般に、3回以上の有罪の前歴が必要とされている⁶⁴⁾。さらに、少年判決の目的とされる「公共の持続的な安全(long-term protection of the public)」(38条1項)についても厳格に解釈されており、単なる一般予防と同義に解することはできないものとされている⁶⁵⁾。こうした解釈からすれば、一般予防的な観点からは当然に拘禁刑が予想されるような場合であっても、長期的な展望から、少年刑事裁判手続にもとづく少年判決(少年刑)までは必要がない(刑罰以外の措置で再社会化が可能)と判断される少年の場合には、裁判外の対応によって再社会化を図ることが適切だということになる。こうした厳格な解釈にもとづく運用は、少年刑事裁判手続と拘禁刑の利用をそれぞれ減少させることにつながるものである。

2 他方、裁判外の対応で十分なものとされる相対的に軽微な犯罪の場合と異なり、凶悪ないしは重大な少年犯罪について、YCJAは、正式な刑事裁判手続をもって臨んでいる。また、YCJAの刑事手続は、通常(刑事)裁判所への移送制度を前提としていたYOAと大きく異なり、少年判決手続と成人判決手続のいずれもが少年刑事裁判として、閉ざされた手続のもとで行われる。そのうえで、YOA下の移送にもとづく刑事裁判手続に相当する成人判決手続は、YCJA下でも例外的なものとして⁶⁶⁾、検察官の申立てによってその是非が判断されている(64条)。すなわち、①成人に2年以上の自由刑が法定されている正式起訴犯罪について、成人判決を求める検察官の申立てに少年が反対しない場合(64条5項)、②推定的犯罪に対する起訴について、少年が少年判決を求める申立てをしない場合、さらには③少年への問責として少年判決では充分でない場合(72条1項b号)に、それぞれ、刑法典23章・24章の手続(成人刑事裁判手続)にもとづいて少年刑事裁判所で審理が

進められ(74条)、有罪を認定された少年に対しては成人判決が言渡され(73条1項)、成人犯罪者の場合と同じ内容の刑罰が適用されることになる。①の場合には、少年の意思が判断要素として考慮されるが、③の場合には、少年の意思が考慮されることはない。また、②の推定的犯罪の場合においては、少年側の意思が一応の考慮要素とはされているものの、少年判決が相当であることの主張と立証責任が少年側に転換されている(70条2項)。YCJAの推定的犯罪は、1995年のYOA改正で導入された「原則移送制度」(YOA16条1.01項)の対象としての推定的犯罪を引き継いで、移送手続を経ることなしに少年事件を成人と同様の刑事裁判手続に係属させるものであり、刑事裁判で扱うことの必要性が推定されているものだからである。

こうした推定的犯罪における立証責任の転換は、YCJAの制定直後から、カナダ憲章7条の明示する基本的正義の要請に反するものとして争われるものであった。ただ、州レベルの裁判所では、相対的に違憲判決が多かったものの、完全な決着を見るまでには至っていない⁶⁷⁾。その後、2008年のオンタリオ州控訴裁判所の違憲判決をめぐって、問題が連邦最高裁判所で争われることとなった。そして、連邦最高裁は、刑事法上の立証責任を被告人側に転換することは基本的正義に反するものであるとし、推定的犯罪を刑事裁判で扱うことの相当性の立証責任は検察官が負うべきものであると判示した⁶⁸⁾。また、本判決は、推定的犯罪で少年判決を受けた者の同一性推知情報の公表に関して、公表禁止の相当性の立証責任を少年側に転換する75条1項・3項についても、同様の観点から違憲であると判示してもいる。もともと、本判決は、5対4の僅差によった導かれた結論であり、カナダ刑事法における推定(立証責任の転換)規定の扱いの困難さが如実に表れたものと言ってよい。このため、現時点では規定改正等の動きまでは見られない。実務において、連邦最高裁の判示の趣旨を尊重した扱い(成人判決の必要性和相当性を検察官が立証する)がなされているにすぎない。しかし、こうした最高裁判決とその後の実務によって、成人判決の例外性は、より顕著なものになっていると言ってよい。

3 司法と実務の動向が以上のような推移を続けている一方で、YCJA 下のカナダの少年司法における立法政策（少年犯罪対策）は、依然として、凶悪・重大事犯に焦点を当てながら、それへの厳しい対応（tougher on crime）と社会防衛の必要性を強調したものになっている。たとえば、2006年改正草案（Bill-C 4）は、公共の持続的（長期的）な安全（38条1項）を「長期的および短期的な社会防衛」に代えたうえで、① 公共の安全に対する過失犯を含めて暴力犯罪を定義するとともに（2条）、② 法定刑が5年以上の財産犯における宣告前勾留制度の導入（4条）、③ 成人刑事システムと同様の行刑原則の導入（7条）、④ 裁判外措置を経験したことのある少年に対する自由刑の導入（8条）、⑤ 14歳以上の少年による謀殺（未遂）・故殺・性的暴行に対する成人刑の導入（11条・18条）、⑥ 暴力犯少年の姓名の公表（20条・24条）、⑥ 裁判外措置を経験したことのある少年に関する犯罪記録の警察での保管と犯罪的傾向の認定への利用（25条）、などを提言した⁶⁹⁾。また、その後の2007年改正草案は、少年刑の目的に無害化と予防を明示し、2006年草案をより徹底した方向のものになっている⁷⁰⁾。

これらの草案は、2006年1月の総選挙において中道右派の保守党が下院第一党となり、1993年以来の中道左派の自由党政権から政権交代を実現したことの結果である。もっとも、この中道右派の方向に対しては、「これまでのYCJAの経験からすれば、少年犯罪者に対して刑事裁判と拘禁刑の利用を明らかに増大させるような形の法改正は、少年犯罪(者)を減少させない一方で、少年犯罪者に対する人的コストを深刻に増大させ、州の矯正当局の財政的コストを飛躍的に増加させることが明らかである。レトリックな支持を別にして、新保守の少数政府が、より多くの少年犯罪者に拘禁刑を科すことによってYCJAを厳しくする方向を目指すのであれば、公共の安全を増進することなしに、少年司法現場のコストを増大させるだけでしかない」といった厳しい批判が加えられた⁷¹⁾。また、こうした批判だけでなく、政権を担う保守党が少数与党にとどまっていたこともあり、YCJAを厳しい方向へと改正する法案は議会で否決されることになった（2011年4月）。しかし、その

直後の総選挙（2012年5月2日）において保守党が単独過半数の議席を得たことにより、これらの草案と実質的な内容を同じくする立法政策が再浮上する可能性は大きいものになっている⁷²⁾。

福祉モデルと司法モデルのいずれにも進みうるYCJAの方向性は、現時点では、必ずしも明らかなものになっていないのである。

注

- 49) N. Bala, P. J. Carrington and J. V. Roberts, *Evaluating the Youth Criminal Justice Act after Five Years: A Qualified Success* (2009), 51 *Canadian Journal of Criminology and Criminal Justice*, p. 132.
- 50) ただ、YOAのもとでは、若干の例外が見られた。たとえば、オンタリオ州は、州の制定法（Victim's Bill of Rights, S.O. 1995, c.6）にもとづいて被害者への情報提供などをすでに実施していた。
- 51) J. Roberts and R. Melchers, *The Incarceration of Aboriginal Offenders: An Analysis of Trends, 1978–2001* (2003), 45 *Canadian Journal of Criminology and Criminal Justice*, pp. 211.
- 52) R. Barnhorst, *The Youth Criminal Justice Act: New Directions and Implementation Issues* (2009), 46 *Canadian Journal of Criminology and Criminal Justice*, pp. 235.
- 53) J. Braithwait and S. Mugford, *Conditions of Successful Reintegration Ceremonies: Dealing with Juvenile Offenders* (1994), 34 *British Journal of Criminology*, pp. 140.
- 54) J. E. Pulis and J. B. Sprott, *Probation Sentences and Proportionality under the Young Offenders Act and the Youth Criminal Justice Act* (2005), 47 *Canadian Journal of Criminology and Criminal Justice*, p. 710.
- 55) Department of Justice Canada, *THE YOUTH CRIMINAL JUSTICE ACT: SUMMARY AND BACKGROUND*, 2003, pp. 15.
- 56) N. Bala and S. Anand, *The First Months under the Youth Criminal Justice Act: A Survey and Analysis of Case Law* (2004), 46 *Canadian Journal of Criminology and Criminal Justice*, p. 260.
- 57) 「暴力的な重大犯罪」の意義については、*R. v. McGraw*, [1991] 3 S.C.R. 72 (S.C.C.).
- 58) Barnhorst, *supra*, note 52, pp. 231; P. Carrington and J. Schulenberg, *Structuring Police Discretion: The Effects on Referrals to Youth Court* (2008), 19 *Criminal Justice Policy Review*, pp. 349; L. Tustin and R. Lutes, *A Guide to the Youth Criminal Justice Act—2008/09 edition*, 2008, p. 7; Bala *et al.*, *supra*, note 49, pp. 311. さらに、秋元卓雄「カナダ・オンタリオ州における少年裁判及び処遇の実情」*家庭裁判月報* 59巻4号（2007年）162頁以下、佐藤康憲「カナダにおける少年裁判手続の実情

—少年刑事裁判法 (Youth Criminal Justice Act) の運用状況と動向—」家庭裁判月報 63 卷 12 号 (2011 年) 90 頁。

- 59) 他方, 秋元卓雄「カナダ・オンタリオ州における非行処遇について〜いわゆる『厳罰化』からの大転換〜」ケース研究 290 号 (2007 年) 147 頁は, 特に再非行率の減少を, YCJA における社会内処遇の充実への転換による実績であるとしている。
- 60) W. Jamieson and L. Hart, *Compendium of Promising Crime Prevention Practices in Canada*, 2003, p. 3; S. Alvi, *Youth Criminal Policy in Canada, A Critical Introduction*, 2012, pp. 33.
- 61) Ontario Ministry of Community and Social Services, *Ontario Child Health Study: Children at Risk*, 1990, p. 20.
- 62) Alvi, *supra*, note 60, pp. 79.
- 63) *R. v. C. D.*, [2005] 3 S.C.R. 668, [2005] S.C.J. No. 79 (QL), 2005 SCC 78.
- 64) *R. v. S. A. C.*, 2008 SCC 47.
- 65) *R. v. B. W. P.*, [2006] S.C.J. No. 27 (QL), 2006 SCC 27.
- 66) N. Bala, *Responding to Adolescent Offender: The YCJA and Sentencing Youth as Adult* (2007), 113 *Verdict*, pp. 54; Bala *et. al.*, *supra*, note 49, p. 158.
- 67) 違憲であるとする裁判例として, *Quebec (Minister of Justice) v. Canada (Minister of Justice)* (2003), 175 C.C.C. (3d) 321, 10 C.R. (6th) 281 (Quebec C.A.); *R. v. R. W. C.*, 2005 SCC 61; *R. v. A. O.*, [2007] O.J. 800 (C.A.); *R. v. D. B.*, [2008] O.J. 1112 (C.A.). 他方, 合憲であるとする裁判例として, *R. v. K. D. T.*, [2006] B.C.J. 253 (C.A.).
- 68) *R. v. D. B.*, 2008 SCC 25.
- 69) L. Casavant and D. Valiquet, *Bill C-38: An Act to Amend the Royal Canadian Mounted Police Act and to Make Consequential Amendments to Other Acts*, 2010, pp. 1.
- 70) C. Cesaroni and N. Bala, *Deterrence as a Principle of Youth Sentencing: No Effect on Youth, but a Significant Effect on Judges* (2008), 39 *Queen's Law Journal*, pp. 447.
- 71) Bala, *et al.*, *supra*, note 49, p. 160.
- 72) Alvi, *supra*, note 60, p. 20.

むすびに代えて

以上, カナダの少年司法政策について, 少年司法システムが独立する以前の段階から, 最新の少年刑事裁判法までの変遷を概観してきた。すでに明ら

かにしたように、カナダの少年司法政策は、福祉モデル少年司法システム (JDA) から出発し、司法モデル少年司法システム (YOA) へと大転換を遂げた後に、少年犯罪(者)を成人犯罪(者)から完全に区別して扱う法制度 (YCJA) として今日に至っている。それぞれの法制度の運用の実際とその評価については、すでに言及した通りであるが、YCJA のもとでの今後の動向については必ずしも明らかなものにはなっていない。

特に、軽微な犯罪(初犯者による非暴力的犯罪が典型)に対する社会内処遇(ダイヴァージョン)を積極的に推進する一方で、凶悪な暴力的犯罪(特に常習犯)に対する厳しい対応(正式裁判にもとづく刑罰の活用)という、複合的構造のものとしてYCJAが成立している点をどのように評価するかが問われている。前者は、アボリジニー少年の特性に対する考慮や一般的な形で再社会化・再統合を重視する点において福祉モデル的発想を前提とするものであり、被害者に対する配慮や修復的司法への傾斜とダイヴァージョンの積極的な活用に社会変革モデル的な側面が示されている。また、現時点までのYCJAの運用はこのような側面を実現する方向にあるとの指摘も少なくない。他方、後者は、一般の刑事裁判所への移送制度を廃止し、「少年刑事裁判所」における「成人判決(成人刑)」の宣告を可能にした点で、少年「刑事裁判システム」に完全に移行したかのような印象を与えるものであり、侵害原理と司法モデルを徹底するものと見ることもできる。さらに、そのような方向性を強く志向する改正案が提示され続けていることも軽視できない事実である。

少年司法システムを支える法制度は歴史的産物であり、各国における具体的なあり方も自明のものではない。ただ、本稿で見た歴史を経て制定されたYCJAとそれにもとづくカナダの少年法制は、少年司法システムのひとつのあり方を示すものであり、それ自体としても、また比較法的にも、注目すべきものであることは疑いの余地がない。

*本稿は、南山大学2012年度パツヘ研究奨励金I-A-2(特定研究助成・一般)にもとづく研究成果の一部である。